

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	市民税(個人)事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日井市は、市民税(個人)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市民税(個人)事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関する条項を整備した委託契約書等を締結し、委託先の情報保護管理体制を確保している。

評価実施機関名

春日井市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

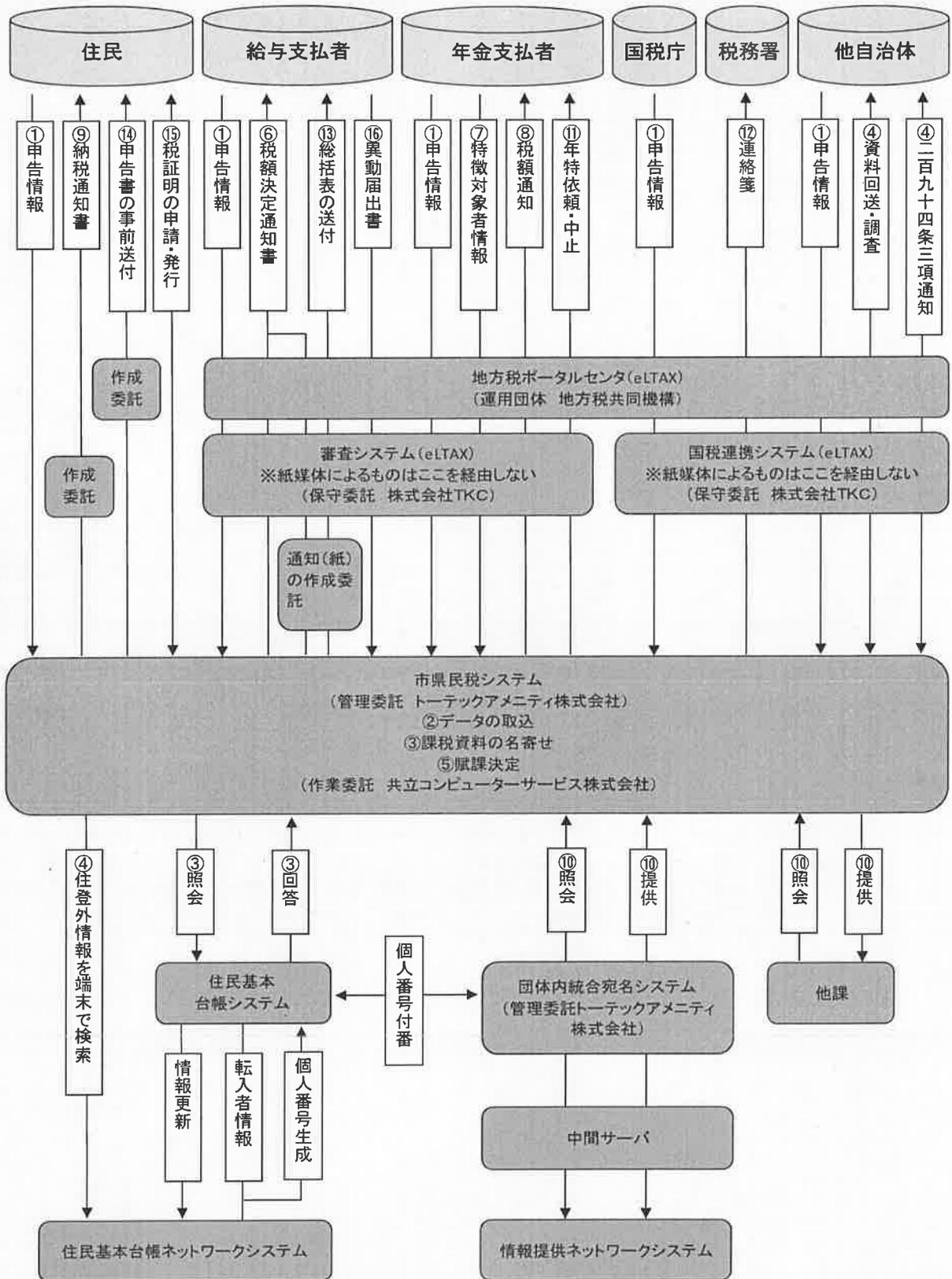
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務													
①事務の名称	市民税(個人)事務												
②事務の内容 ※	<p>【概要】 地方税法に基づき、住民等からの申告や届出を受け、又は調査により所得・控除を把握している。把握した情報をもとに税額を算出し、個人市県民税の賦課を行う。また、賦課情報から課税証明書等を発行する。</p> <p>【処理の流れ】 ①申告資料の提出を受ける。 ・住民から市民税・県民税申告書の提出を受ける。 ・給与支払者から給与支払報告書の提出を受ける。 ・年金支払者から年金支払報告書の提出を受ける。 ・国税庁から確定申告書の提供を受ける。 ・他市町村等から資料の回送等を受ける。 ②申告資料をシステムに取り込む。 ③課税資料の名寄せ 課税資料に記載された個人番号を基に、住民基本台帳と照合、または住基ネットに照会し本人特定を実施、複数資料の名寄せを行う。 ④課税資料の回送及び調査、他機関への提供 春日井市に該当者が存在しない場合、地方税法第298条に基づく調査並びに住基ネットにより基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を入手し調査する。調査の結果、生活の本拠が春日井市外であった場合、課税資料を他区市町村へ回送する。生活の本拠が春日井市内であった場合、地方税法第294条第3項の規定により住民登録自治体へ通知する。 ⑤市県民税の賦課決定を行う。 ⑥給与支払者に特徴税額通知書を送付する。 ⑦年金支払者から年金特徴対象者の情報の提供を受ける。 ⑧年金支払者に特別徴収税額を通知する。 ⑨住民に納税通知書を送付する。 ⑩情報提供ネットワークに賦課情報を提供し、庁内他課へ賦課情報を移転する。 ⑪年金支払者に年金特徴依頼通知、中止依頼通知を送付する。 ⑫税務署に非違事項連絡せんを送付する。 ⑬次年度に向けて給与支払者に総括表を送付する。 ⑭次年度にむけて住民に市民税・県民税申告書を送付する。 ⑮賦課情報を基に課税証明書等を発行する。 ⑯退職や特別徴収義務者の変更等がある場合は、給与支払者から異動届の提出を受ける。</p>												
③対象人数	[30万人以上] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>				1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上			
<選択肢>													
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満										
5) 30万人以上													
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム													
システム1													
①システムの名称	市県民税システム												
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者管理機能: 課税権のある住民に関する情報を管理する。 ・当初資料管理機能: 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 ・課税情報管理機能: 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ・期割情報管理機能: 個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 ・扶養情報管理機能: 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 ・通知書発行機能: 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 ・課税・非課税証明書発行機能: 課税・非課税証明書を発行する。 ・他団体への通知機能: 他団体あてに地方税法第294条第3項通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。 ・課税資料の画像ファイルを管理、印刷する。 												
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[] その他 ()					
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム												
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム												
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム												
[] その他 ()													

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・評価実施機関における住民及び住登外者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)の管理 ・各システムの宛名番号と団体内統合宛名番号を同定管理 ・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバへ送信 ・中間サーバとの連携 ・既存システムとの連携 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)									
システム3									
①システムの名称	審査システム(eLTAX)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月に地方税共同機構へ業務移行)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。 ・地方税ポータルセンタで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システムで受領する。 ・審査システムは、税務事務の効率化を図るため、媒体により税務システムと連携している。 ①審査システムから税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システムへの連携: 特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用) ・審査システムには、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産)、償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタを通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタを通じて、事業所税の申告書等を受領する。 等の機能がある。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ)</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ)									

システム4									
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月に地方税共同機構へ業務移行)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタに受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システムに送付される。 ・国税連携システムは、税務事務の効率化を図るため、媒体により税務システムと連携している。 ①国税連携システムから税務システムへの連携:所得税申告書等データ、申告特例通知データ ②税務システムから国税連携システムへの連携:住民登録外課税通知データ ・国税連携システムには、 国税庁から、地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタを通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。 等の機能がある。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input type="radio"/>] その他 (地方税ポータルセンタ)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (地方税ポータルセンタ)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (地方税ポータルセンタ)									
システム5									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ①窓口等における本人確認 提示された個人番号カード等を基に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ②本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[] その他 ()</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									

3. 特定個人情報ファイル名	
市県民税課税台帳ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人市民税に関する事務で特定個人情報ファイルを以下のとおりの必要性から取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> 提出された申告等情報と課税対象者を紐付ける。 本人特定や複数の申告等情報を合算する。 住登外課税を行う場合、春日井市において個人市民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 課税客体の正確な把握が可能となる。 他の地方公共団体及び行政機関等から入手した情報と春日井市保有情報との突合がより正確になる。 正確な税負担の実現(課税漏れや二重課税の防止)。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(27の項)、別表第二主務省令第20条</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	春日井市財政部市民税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
市県民税課税台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	個人市民税の適正な賦課を実現する上で、申告等情報を紐付ける課税対象者を特定する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:対象者の特定、名寄せを行うため。 ・4情報及びその他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有。 ・連絡先:対象者が特定できなかった場合の送付又は連絡等のため。 ・国税関係情報:国税庁からの申告等情報を個人市民税の賦課決定・賦課更正に使用する。 ・地方税関係情報:個人市民税を賦課決定・賦課更正するために記録し納税通知書、所得証明書等を発行するためにも必要。また、他自治体で住登外課税されていることを記録。 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:社会保険料控除額を確認する。 ・障害者福祉関係情報:非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行う。 ・生活保護関係情報:個人市民税の非課税判定を行う。 ・雇用・労働関係情報:給与特徴を行うか判定するために保有。 ・年金関係情報:年金特徴を行うか判定するために保有。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	春日井市財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、収納課、生活支援課、保険医療年金課 介護・高齢福祉課、障がい福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構、地方公共団体情報システム 機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、審査システム、国税連携システム)								
③入手の時期・頻度	【当初賦課決定まで】(1～6月) ①住基情報: 毎日更新 ②生活保護・障害者情報: 1月頃、年1回 ③住登外情報: 1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手 ④申告等情報: 1月から当初賦課決定まで複数回入手 ⑤年金特徴対象者情報: 5月に1回入手 【当初賦課決定以後】(7～12月) ①住基情報: 毎日更新 ②住登外情報: 課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手 ③申告等情報: 追加、修正分の提出情報が入る都度入手 ④年金特徴対象者情報: 次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手								
④入手に係る妥当性	個人市県民税の賦課決定を行うため、地方税法第45条の2、45条の3、317条の2、317条の3、春日井市市税条例第34条の2、番号法別表第二の27の項に基づき入手する。								
⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第45条の2、45条の3、317条の2、317条の3、春日井市市税条例第34条の2、番号法別表第二の27の項に規定されている。								
⑥使用目的 ※	資料や情報の管理、住民税額の算出・通知、証明書の発行。								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	春日井市財政部市民税課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて減免や非課税判定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. 徴収方法判断に関する事務 ・給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 ・前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。 4. 各種証明発行に関する事務 ・本人等からの申請により、賦課決定に基づく各種証明書の発行を行う。							
	情報の突合 ※	(1) 申告資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2、3】 (2) 障害の有無と申告情報を突合して、減免や非課税判定を行う【上記1】 (3) 生活保護の受給の有無と申告情報を突合して、減免や非課税判定を行う【上記1】							
	情報の統計分析 ※	資料の提出有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	申告資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から市県民税(個人)の賦課決定等を行う。							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	当初賦課準備作業	
①委託内容	課税資料のデータ化準備作業、データ化作業、画像ファイルの作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	紙媒体で課税資料の提出があった者	
その妥当性	提出された課税資料をシステムへ取り込める形式にデータ化するため、その作業に係る特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	入札結果として市ホームページにて公表している	
⑥委託先名	共立コンピューターサービス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	あらかじめ書面による再委託承諾願を提出させ、承認する。再委託承諾書において、委託先が再委託先に委託契約書及び委託契約約款に掲げる事項の遵守を指導、監督することを定めている。
	⑨再委託事項	入力原票の搬送業務
委託事項2～5		
委託事項2	市県民税システム管理	
①委託内容	個人住民税賦課情報の保全のために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	課税対象者及び被扶養者	
その妥当性	システムの運用・保守を行うにあたり、その作業に係る特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (データセンター等でのシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		入札結果として市ホームページにて公表している
⑥委託先名		トーテックアメニティ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		審査システム・国税連携システムASPサービス利用
①委託内容		審査システム・国税連携システムASPサービス利用の運用管理に関する委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の給与所得者
	その妥当性	地方税共同機構より伝送される情報の管理・保全のため、その作業に係る特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		見積結果として市ホームページにて公表している
⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (63) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (30) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1の項)、別表第二主務省令第1条
②提供先における用途	健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(2の項)、別表第二主務省令第2条
②提供先における用途	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第一百四十七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(3の項)、別表第二主務省令第3条
②提供先における用途	健康保険法第十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先4	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(4の項)、別表第二主務省令第4条	
②提供先における用途	船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第5号)第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先5	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(6の項)、別表第二主務省令第6条	
②提供先における用途	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先6～10		
提供先6	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(8の項)、別表第二主務省令第7条	
②提供先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録又は同条第三号の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務等	

③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(9の項)、別表第二主務省令第8条
②提供先における用途	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(11の項)、別表第二主務省令第10条
②提供先における用途	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(16の項)、別表第二主務省令第12条
②提供先における用途	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(18の項)、別表第二主務省令第13条
②提供先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先11~15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(20の項)、別表第二主務省令第14条
②提供先における用途	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者

提供先17	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(31の項)、別表第二主務省令第22条
②提供先における用途	公営住宅法第十六条第一項又は第四項若しくは第二十八条第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(34の項)、別表第二主務省令第22条の3
②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(35の項)、別表第二主務省令第22条の4
②提供先における用途	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者

移転先1	市民生活部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第4条第2項、番号法別表第二(42の項)、別表第二主務省令第25条
②移転先における用途	国民健康保険法第四十二条第一項の一部負担金の算定に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先2～5	
移転先2	市民生活部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(27の項)、別表第二主務省令第20条第8号
②移転先における用途	地方税法七百三条の四の国民健康保険税の課税に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先3	健康福祉部介護・高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(94の項)、別表第二主務省令第47条
②移転先における用途	介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先4	青少年子ども部子ども政策課・総務部人事課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(74の項)、別表第一主務省令第40条
②移転先における用途	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先5	市民生活部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(80の項)、別表第二主務省令第43条
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の一部負担金の算定に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先6～10	
移転先6	青少年子ども部保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(116の項)、別表第二主務省令第59条の2
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先7	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(70の項)、別表第二主務省令第39条
②移転先における用途	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先8	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(57の項)、別表第二主務省令第31条
②移転先における用途	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先9	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(66の項)、別表第二主務省令第37条
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先10	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(11の項)、別表第二主務省令第10条
②移転先における用途	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先11～15	
移転先11	健康福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(61の項)、別表第二主務省令第32条
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四の福祉の措置の実施に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先12	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(16の項)、別表第二主務省令第12条
②移転先における用途	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務(同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。)等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先13	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(64の項)、別表第二主務省令第35条
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先14	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(65の項)、別表第二主務省令第36条
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時	
移転先15	健康福祉部健康増進課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(18の項)、別表第二主務省令第13条	
②移転先における用途	予防接種法第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務等	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時	
移転先16～20		
移転先16	健康福祉部生活支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(26の項)、別表第二主務省令第19条	
②移転先における用途	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時	

移転先17	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(87の項)、別表第二主務省令第38条
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先18	健康福祉部生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(87の項)、別表第二主務省令第44条
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先19	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(108の項)、別表第二主務省令第55条
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時	
移転先20	建設部住宅施設課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第2項、番号法別表第二(31の項)、別表第一主務省令第22条	
②移転先における用途	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第一項又は第四項若しくは第二十八条第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務等	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時	
6. 特定個人情報情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>・データ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理(生体認証)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p>・紙媒体 庁内(課内及び地下1階)の書庫、別敷地にある倉庫に保管している。どちらも施錠を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される</p>	
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> 6年以上10年未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	課税資料(紙媒体)は、地方税法第17条の5第6項の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日までを想定し7年間保存している
③消去方法	<p>データについては不要なものを削除する。 紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する</p>	
7. 備考		

提供先21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(38の項)、別表第二主務省令第24条
②提供先における用途	学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他(電子データ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(39の項)、別表第二主務省令第24条の2
②提供先における用途	国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先23	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(40の項)、別表第二主務省令第24条の3
②提供先における用途	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第二百二十九号)第三条に規定する給付並びに被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先24	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(42の項)、別表第二主務省令第25条
②提供先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第四十二条第一項の一部負担金の算定に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先25	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(48の項)、別表第二主務省令第26条の3
②提供先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(53の項)、別表第二主務省令第27条
②提供先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十七条の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先27	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(54の項)、別表第二主務省令第28条	
②提供先における用途	住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]その他	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先28	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(57の項)、別表第二主務省令第31条	
②提供先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]その他	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先29	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(58の項)、別表第二主務省令第31条の2	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第六十二条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務等	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]その他	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(59の項)、別表第二主務省令第31条の3
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあっては、全国市町村職員共済組合連合会)が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先31	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(61の項)、別表第二主務省令第32条
②提供先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四の福祉の措置の実施に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(62の項)、別表第二主務省令第33条
②提供先における用途	老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(63の項)、別表第二主務省令第34条
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)第十五条第二項(同法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。)の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(64の項)、別表第二主務省令第35条
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先35	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(65の項)、別表第二主務省令第36条
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(66の項)、別表第二主務省令第37条
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先37	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(67の項)、別表第二主務省令第38条
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先38	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(70の項)、別表第二主務省令第39条
②提供先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(71の項)
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	市町村長(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(74の項)、別表第二主務省令第40条
②提供先における用途	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先41	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(80の項)、別表第二主務省令第43条
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十七条第一項の一部負担金の算定に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先42	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(84の項)、別表第二主務省令第43条の3
②提供先における用途	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(85の2の項)、別表第二主務省令第43条の4
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第16号)第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先44	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(87の項)、別表第二主務省令第44条
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。)附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(91の項)、別表第二主務省令第44条の2
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(92の項)、別表第二主務省令第45条
②提供先における用途	平成八年改正法附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付(これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る申請、届出その他の行為に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先47	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(94の項)、別表第二主務省令第47条
②提供先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(97の項)、別表第二主務省令第49条	
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務等	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]その他	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先49	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(101の項)、別表第二主務省令第49条の2	
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る申請、届出その他の行為に関する事務	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]その他	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先50	農林漁業団体職員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(102の項)、別表第二主務省令第50条	
②提供先における用途	平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十二条後段の規定による特例遺族共済年金の転給の請求に係る事実についての審査に関する事務等	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]その他	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先51	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(103の項)、別表第二主務省令第51条
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)第四十五条第一項又は第二項の保険料の額の特例に係る申出に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(106の項)、別表第二主務省令第53条
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先53	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(107の項)、別表第二主務省令第54条
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第六条第一項又は第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先54	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(108の項)、別表第二主務省令第55条
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(113の項)、別表第二主務省令第58条
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(114の項)、別表第二主務省令第59条
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 [<input type="checkbox"/>]その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先57	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年改正法」という。)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(115の項)	
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先58	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(116の項)、別表第二主務省令第59条の2	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務等	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養是正等が発生した対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先59	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(119の項)、別表第二主務省令第59条の3	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務等	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先60	税務署長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第317条、国税通則法第74条の12第6項
②提供先における用途	市町村による所得の計算の通知、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧
③提供する情報	市町村による所得の計算情報、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養是正等が発生した対象者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 []その他
⑦時期・頻度	扶養是正をした都度
提供先61	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の7第2項
②提供先における用途	公的年金等所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収にて市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象者年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 []その他
⑦時期・頻度	年金特徴停止通知 年12回、特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先62	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4、地方税法施行規則第2条第2項及び第3項
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>]専用線 []電子メール [<input type="checkbox"/>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>]紙 []その他
⑦時期・頻度	原則、1月に1度提供

提供先63	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第9号		
②提供先における用途	地方税法第294条第3項に基づき、対象者が春日井市において課税されたことを確認する。		
③提供する情報	氏名、住所、生年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第294条第3項に基づいて課税した者		
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙		
⑦時期・頻度	毎年5月に通知 その後は対象者が判明した都度		

移転先21	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例に定める事務を行う者(別紙1を参照)		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号利用条例第4条第1項		
②移転先における用途	番号法別表第二の第2欄に掲げる事務を主とした、番号利用条例で定められた用途(別紙1を参照)		
③移転する情報	地方税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当市における市県民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養親族)等のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲		
⑥移転方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 庁内連携システム </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙		
⑦時期・頻度	移転先の必要に応じて随時		

(別紙1)春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第2に定める事務

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
21	障がい福祉課	1	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給又は負担能力の認定若しくは費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
22	障がい福祉課	3	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
23	障がい福祉課	7	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
24	保険医療年金課	12	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
25	健康増進課	16	健康増進法による健康増進事業の実施に係る費用に関する事務であって規則で定めるもの
26	障がい福祉課	17	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
27	保険医療年金課	18	春日井市医療費の支給に関する条例による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
28	子ども政策課	19	春日井市子ども福祉手当条例による子ども福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
29	障がい福祉課	20	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
30	保険医療年金課	21	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添のとおり

(別添) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

・給与支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・給与収入一般
- ・給与所得
- ・源泉徴収税額内未納
- ・〔源泉〕控除対象配偶者あり〔老人〕
- ・扶養__同居老親
- ・扶養__障害〔特別同居〕
- ・控除__小規模企業共済等掛金
- ・控除__損害保険料
- ・前職分給与
- ・損害保険__長期支払額
- ・乙欄区分
- ・本人__老年人
- ・本人__勤労学生
- ・外国人
- ・算入強制区分
- ・併徴先判定区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・住宅居住開始年月日 2
- ・住宅借入区分 1
- ・エラー詳細コード
- ・新生命保険__支払額
- ・住宅借入金等特別控除適用数
- ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無

- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ生年月日
- ・給与収入専従
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者〔特別〕控除
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害〔特別合計〕
- ・控除__社会保険料
- ・控除__住宅取得特別
- ・配偶者所得
- ・本人__夫あり
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・死亡退職
- ・就退職区分
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送先コード
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅借入金等年末残高 1
- ・住宅借入区分 2
- ・年少扶養人数
- ・新生命保険__個人年金支払額
- ・非居住者である親族の数
- ・パンチイメージ番号

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・専給区分
- ・給与特定控除
- ・源泉徴収税額
- ・〔源泉〕控除対象配偶者あり
- ・扶養__特定
- ・扶養__一般
- ・扶養__障害〔その他〕
- ・控除__生命保険料
- ・定率控除額
- ・生命保険__個人年金支払額
- ・本人__未成年
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・災害者
- ・就退職年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・国民年金保険料等
- ・転送日
- ・住宅居住開始年月日 1
- ・住宅借入金等年末残高 2
- ・住宅借入区分 3
- ・生命保険__支払額
- ・生命保険__介護医療支払額
- ・控除対象扶養親族の欄外記載有無

・年金支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・年金収入
- ・源泉徴収税額内未納
- ・配偶者所得
- ・源泉控除対象配偶者あり〔老人〕
- ・本人__老年人
- ・本人__勤労学生
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害〔特別合計〕
- ・算入強制区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送先コード
- ・エラー詳細コード
- ・パンチイメージ番号

- ・年度分
- ・処理コード
- ・入力区分
- ・パンチ生年月日
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者〔特別〕控除
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・扶養__特定
- ・扶養__一般
- ・扶養__障害〔その他〕
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送日
- ・年少扶養人数

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・パンチ氏名カナ
- ・源泉徴収税額
- ・定率控除額
- ・源泉控除対象配偶者あり
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・扶養__同居老親
- ・扶養__障害〔特別同居〕
- ・控除__社会保険料
- ・本人__夫あり
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・非居住者である親族の数

(別添) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

・確定申告書、住民税申告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ生年月日
- ・務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得__他事(営業等内訳)
- ・所得__肉用牛(免税・除外計)
- ・所得__利子
- ・所得__配当(少額)
- ・所得__雑
- ・所得__総合短期
- ・所得__分離山林
- ・所得__分離短期軽減
- ・所得__分離長期(居住)
- ・所得__分離先物取引
- ・総所得金額等
- ・先物取引繰越控除
- ・平均課税(前々年変動所得)
- ・平均課税(臨時所得)
- ・特別控除__短期
- ・特別控除__長期(優良)
- ・特別控除__上場株式
- ・給与収入(専従)
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・本人__未成年
- ・同一生計配偶者あり(老人)
- ・扶養__特定
- ・扶養__障害(特別同居)
- ・青色申告区分
- ・非課税所得区分1
- ・控除__医療費
- ・控除__生命保険料
- ・控除__配偶者特別
- ・控除__扶養
- ・生命保険__支払額
- ・損害保険__長期支払額
- ・退職__所得税用退職所得
- ・所得税__控除__損害保険料
- ・所得税__控除__寄附金
- ・所得税__その他税額控除
- ・計算値__控除額合計
- ・計算値__所得税額
- ・収入__漁業(営業等内数)
- ・収入__肉用牛
- ・収入__配当(配当控除適用分)
- ・収入__雑
- ・収入__総合譲渡長期
- ・収入__分離短期
- ・収入__分離長期(優良)
- ・収入__分離上場株式
- ・特例摘要条文長期
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・併徴先判定区分
- ・転送日
- ・収入__配当(私募証券)
- ・所得__配当(一般外貨建等証券)
- ・住宅取得等特別控除
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・調査コード
- ・住宅用所得税額
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・所得__分離上場配当
- ・算入強制区分
- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・警告エラー無視サイン
- ・所得__営業等
- ・所得__漁業(営業等内訳)
- ・所得__肉用牛(免税売却価格)
- ・所得__配当(配当控除適用分)
- ・所得__給与
- ・所得__譲渡一時
- ・所得__総合譲渡長期(2分の1前)
- ・所得__分離事業雑
- ・所得__分離長期(一般)
- ・所得__分離上場株式
- ・合計所得金額
- ・純損失の金額
- ・専従者控除__配偶者
- ・平均課税(前年の変動所得)
- ・特別控除__一時
- ・特別控除__短期軽減
- ・特別控除__長期(居住)
- ・特別控除__未公開株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・本人__夫あり
- ・配偶者所得
- ・扶養__老人同居
- ・扶養__障害(特別合計)
- ・専従者__配偶者
- ・非課税所得金額1
- ・控除__社会保険料
- ・控除__損害保険料
- ・控除__配偶者
- ・控除__障害(扶養控除内数)
- ・生命保険__個人年金支払額
- ・所得控除__合計
- ・退職__勤続年数
- ・所得税__控除__生命保険料
- ・所得税__合計所得
- ・所得税__所得税額
- ・計算値__配当控除
- ・収入__営業等
- ・収入__他事(営業等内数)
- ・収入__不動産
- ・収入__配当(配当控除適用無分)
- ・収入__一時
- ・収入__分離事業
- ・収入__分離短期軽減
- ・収入__分離長期(居住)
- ・収入__分離未公開株式
- ・特例摘要条文短期
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・配当割額
- ・転送区分
- ・所得__長期(居住特例)
- ・収入__配当(一般外貨建)
- ・所得税__外国税額控除
- ・翌年申告作成区分
- ・税源移譲減額計算値
- ・上場配当繰越損失
- ・譲渡割額
- ・寄附金(市条例指定)
- ・収入__分離上場配当
- ・強制親区分
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・所得__営業(営業等内訳)
- ・所得__農業
- ・所得__不動産
- ・所得__配当(配当控除適用無分)
- ・所得__公的年金
- ・所得__一時(2分の1前)
- ・所得__退職
- ・所得__分離短期
- ・所得__分離長期(優良)
- ・所得__分離未公開株式
- ・総所得金額
- ・雑損失の金額
- ・専従者控除__その他
- ・平均課税(変動所得)
- ・特別控除__総合譲渡
- ・特別控除__長期(一般)
- ・特別控除__山林
- ・給与収入(一般)
- ・公的年金収入
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・同一生計配偶者あり
- ・扶養__一般
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害(その他)
- ・専従者__その他
- ・控除__雑損
- ・控除__小規模企業共済等掛金
- ・控除__寄附金
- ・控除__本人
- ・控除__基礎
- ・損害保険__地震支払額
- ・退職__退職収入(現年課税分)
- ・退職__障害区分
- ・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__所得控除計
- ・計算値__合計所得金額
- ・計算値__特別減税額
- ・収入__営業(営業等内数)
- ・収入__農業
- ・収入__利子
- ・収入__配当(少額配当分)
- ・収入__総合譲渡短期
- ・雑
- ・収入__分離長期(一般)
- ・収入__分離山林
- ・収入__分離先物取引
- ・特例摘要条文予備
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・株式譲渡繰越損失
- ・転送先コード
- ・長期(居住特例)の繰越損失
- ・所得__配当(私募証券)
- ・所得税__住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除計算値
- ・発送区分
- ・住宅用課税標準額
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・住宅取得等可能額(H21~)
- ・国税連携区分

- ・還付申告区分
- ・特定寄附金
- ・認定NPO寄附金(税額控除適用分)
- ・退職_特定役員区分
- ・申告詳細区分
- ・新生命保険_個人年金支払額
- ・医療費控除の特例該当区分
- ・金額予備項目19
- ・市民税 外国税額控除

- ・エラー詳細コード
- ・震災関連寄附金(限度額80%の分)
- ・寄附金控除(税額控除)
- ・特定取得区分
- ・申告日時
- ・生命保険_介護医療支払額
- ・内) 特定投資株式繰越損失
- ・金額予備項目20
- ・県民税 外国税額控除

- ・扶養_年少
- ・特定震災指定寄附金(税額控除適用)
- ・内) 政党等寄附金額
- ・住宅用所得税額(参考値)
- ・新生命保険_支払額
- ・医療費の支払額
- ・金額予備項目18
- ・寄附金(ワンストップ特例)

(別添) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・扶養関係
 - ・宛名番号
 - ・扶養関係コード
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
 - ・申告特例通知書
 - ・宛名番号
 - ・バッチ連番
 - ・寄附先コード
 - ・パンチ性別
 - ・算入強制区分
 - ・更新時間
 - ・訂正区分
 - ・記載番号情報
 - ・宛名番号
 - ・処理コード
 - ・記載順
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
- ・年度分
 - ・履歴連番
 - ・更新時間
 - ・照会区分
- ・扶養者宛名番号
 - ・作成日
 - ・更新職員宛名番号
 - ・被扶養者宛名番号
- ・年度分
 - ・処理コード
 - ・パンチ氏名かな
 - ・合計寄附金額
 - ・作成日
 - ・更新職員宛名番号
- ・算定団体コード
 - ・資料番号
 - ・パンチ生年月日
 - ・入力日
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
- ・年度分
 - ・合算区分
 - ・記載個人番号
 - ・更新時間
- ・バッチ連番
 - ・対象区分
 - ・作成日
 - ・更新職員宛名番号

2. 障害者ファイル

- ・賦課期日情報
 - ・宛名番号
 - ・履歴連番
 - ・生年月日
 - ・番地
 - ・行政区コード
 - ・世帯主かな
 - ・続柄名
 - ・続柄コード2
 - ・現存区分
 - ・住民となる事由
 - ・転出確定区分
 - ・障害者区分1
 - ・国保資格
 - ・国民年金記号
 - ・各種情報2
 - ・申告書作成区分
 - ・本人__老年者
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
 - ・住登外課税区分
 - ・生保開始日
 - ・発送管理1
 - ・発送管理4
 - ・発送管理7
- ・年度
 - ・氏名カナ
 - ・性別
 - ・方書
 - ・班コード
 - ・世帯主氏名漢字
 - ・続柄区分
 - ・続柄コード3
 - ・人格区分
 - ・住民でなくなる日
 - ・配偶者宛名番号
 - ・障害者区分2
 - ・介護保険資格
 - ・国民年金番号
 - ・各種情報3
 - ・前年申告区分
 - ・本人__未成年
 - ・更新時間
 - ・郵便番号
 - ・市町村コード
 - ・生保終了日
 - ・発送管理2
 - ・発送管理5
- ・算定団体コード
 - ・氏名漢字
 - ・町名
 - ・地区コード
 - ・世帯番号
 - ・記載順位
 - ・続柄コード1
 - ・続柄コード4
 - ・住民となる判定日
 - ・住民でなくなる事由
 - ・生活保護区分
 - ・障害者区分3
 - ・国民年金資格
 - ・後期高齢資格
 - ・各種情報4
 - ・前年徴収区分
 - ・作成日
 - ・更新職員宛名番号
 - ・郵便番号BC
 - ・申告発送日
 - ・詳細コード
 - ・発送管理3
 - ・発送管理6

3. 生活保護ファイル

- ・賦課期日情報
 - ・宛名番号
 - ・履歴連番
 - ・生年月日
 - ・番地
 - ・行政区コード
 - ・世帯主かな
 - ・続柄名
 - ・続柄コード2
 - ・現存区分
 - ・住民となる事由
 - ・転出確定区分
 - ・障害者区分1
 - ・国保資格
 - ・国民年金記号
 - ・各種情報2
 - ・申告書作成区分
- ・年度
 - ・氏名カナ
 - ・性別
 - ・方書
 - ・班コード
 - ・世帯主氏名漢字
 - ・続柄区分
 - ・続柄コード3
 - ・人格区分
 - ・住民でなくなる日
 - ・配偶者宛名番号
 - ・障害者区分2
 - ・介護保険資格
 - ・国民年金番号
 - ・各種情報3
 - ・前年申告区分
- ・算定団体コード
 - ・氏名漢字
 - ・町名
 - ・地区コード
 - ・世帯番号
 - ・記載順位
 - ・続柄コード1
 - ・続柄コード4
 - ・住民となる判定日
 - ・住民でなくなる事由
 - ・生活保護区分
 - ・障害者区分3
 - ・国民年金資格
 - ・後期高齢資格
 - ・各種情報4
 - ・前年徴収区分

- ・本人_老年者
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・住登外課税区分
- ・生保開始日
- ・発送管理1
- ・発送管理4
- ・発送管理7

- ・本人_未成年
- ・更新時間
- ・郵便番号
- ・市町村コード
- ・生保終了日
- ・発送管理2
- ・発送管理5

- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・郵便番号BC
- ・申告発送日
- ・詳細コード
- ・発送管理3
- ・発送管理6

2

(別添) 特定個人情報ファイル記録項目

4. 年金特徴ファイル

・年金特徴対象者情報

- ・ 捕捉年度
- ・ 履歴番号
- ・ 特別徴収義務者コード
- ・ 特別徴収制度コード
- ・ 年金コード
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 各種区分コード
- ・ 各種年月日
- ・ 各種金額 3
- ・ 特徴開始月
- ・ 突合結果コード
- ・ レコード番号
- ・ 更新時間
- ・ 各種金額 4
- ・ 各種金額 7
- ・ 個人番号

- ・ 宛名番号
- ・ レコード区分
- ・ 通知内容コード
- ・ 作成年月日
- ・ 予備2
- ・ 氏名カナ
- ・ 住所カナ
- ・ 処理結果コード
- ・ 各種金額 1
- ・ 予備4
- ・ 特徴開始期別
- ・ 突合区分
- ・ システム作成日
- ・ 更新職員宛名番号
- ・ 各種金額 5
- ・ 各種金額 8

- ・ データ区分
- ・ 市町村コード
- ・ 予備1
- ・ 年金保険者用整理番号1
- ・ 生年月日
- ・ 氏名漢字
- ・ 住所漢字
- ・ 予備3
- ・ 各種金額 2
- ・ 年金保険者用整理番号2
- ・ 特徴依頼日
- ・ 特徴状態
- ・ 更新日
- ・ 更新端末番号
- ・ 各種金額 6
- ・ 停止年月

・年金特徴受理情報 (天引結果、中止結果)

- ・ 捕捉年度
- ・ ファイル名
- ・ 特別徴収義務者コード
- ・ 特別徴収制度コード
- ・ 年金コード
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 各種区分コード
- ・ 各種年月日
- ・ 各種金額欄 (金額 3)
- ・ レコード番号
- ・ 更新時間
- ・ 各種金額 4
- ・ 各種金額 7
- ・ 個人番号

- ・ 依頼周期
- ・ レコード区分
- ・ 通知内容コード
- ・ 作成年月日
- ・ 予備2
- ・ 氏名カナ
- ・ 住所 (カナ)
- ・ 処理結果コード
- ・ 各種金額欄 (金額 1)
- ・ 予備4
- ・ システム作成日
- ・ 職員宛名番号
- ・ 各種金額 5
- ・ 各種金額 8

- ・ 依頼年月日
- ・ 市町村コード
- ・ 予備1
- ・ 年金保険者用整理番号1
- ・ 生年月日
- ・ 氏名漢字
- ・ 住所 (漢字)
- ・ 予備3
- ・ 各種金額欄 (金額 2)
- ・ 年金保険者用整理番号2
- ・ 更新日
- ・ 端末番号
- ・ 各種金額 6
- ・ 停止年月

(別添) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 課税台帳ファイル

・課税情報

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・異動事由
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・警告エラー無視サイン
- ・前住地課税区分
- ・所得__営業(営業等内訳)
- ・所得__農業
- ・所得__不動産
- ・所得__配当控除無分
- ・所得__公的年金
- ・所得__一時(2分の1前)
- ・所得__分離山林
- ・所得__分離短期
- ・所得__分離長期優良
- ・所得__分離未公開株式
- ・所得__特控後__短期
- ・所得__特控後__長期優良
- ・所得__特控後__未公開株式
- ・総所得金額等
- ・先物取引繰越控除
- ・前々年の変動所得
- ・臨時所得
- ・特別控除__総合譲渡
- ・特別控除__長期一般
- ・特別控除__山林
- ・給与収入(一般)
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・本人__未成年
- ・同一生計配偶者あり(老人)
- ・扶養__特定
- ・扶養__障害(特別同居)
- ・青色申告区分
- ・非課税所得区分1
- ・控除__医療費
- ・控除__生保
- ・控除__配偶者特別
- ・控除__扶養
- ・生命保険__支払額
- ・損害保険__旧長期
- ・退職__所得税用退職
- ・所得税__控除__損保
- ・所得税__控除__寄付金
- ・所得税__その他税額控除
- ・計算値__控除額合計
- ・計算値__所得税額
- ・課標__総合(実計)
- ・課標__退職
- ・課標__短期軽減
- ・課標__上場株式
- ・課標__合計
- ・市__山林
- ・市__短期
- ・市__長期優良
- ・市__未公開株式
- ・市__配当控除
- ・市__定率控除額
- ・市__減免額(所得割)
- ・県__総合
- ・県__退職
- ・県__短期軽減
- ・県__長期居住
- ・県__先物取引
- ・県__外国税額控除
- ・県__端数
- ・県__均等割

- ・年度分
- ・処理日
- ・異動事由補足
- ・指定番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・賦課所在地コード
- ・所得__他事(営業等内訳)
- ・所得__肉用牛
- ・所得__利子
- ・所得__配当(少額)
- ・所得__雑
- ・所得__総合短期
- ・所得__退職
- ・所得__分離短期軽減
- ・所得__分離長期居住
- ・所得__分離先物取引
- ・所得__特控後__短期軽減
- ・所得__特控後__長期居住
- ・合計所得金額
- ・純損失
- ・専従者控除__配偶者
- ・前年の変動所得
- ・特別控除__一時
- ・特別控除__短期
- ・特別控除__長期優良
- ・特別控除__上場株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人__他障害
- ・本人__寡夫
- ・本人__夫あり
- ・配偶者所得
- ・扶養__老人同居
- ・扶養__障害(特別合計)
- ・専従者__配偶者
- ・非課税所得金額1
- ・控除__社会保険料
- ・控除__損保
- ・控除__配偶者
- ・控除__扶養障害
- ・生命保険__個人年金
- ・所得控除__合計
- ・退職__勤続年数
- ・所得税__控除__生保
- ・所得税__合計所得
- ・所得税__所得税額
- ・計算値__配当控除
- ・保育用所得税額
- ・課標__肉用牛
- ・課標__事業雑
- ・課標__長期優良
- ・課標__未公開株式
- ・市__総合
- ・市__退職
- ・市__短期軽減
- ・市__長期居住
- ・市__先物取引
- ・市__外国税額控除
- ・市__端数
- ・市__均等割
- ・県__肉用牛
- ・県__事業雑
- ・県__長期一般
- ・県__上場株式
- ・県__合計
- ・県__調整額
- ・県__所得割
- ・県__減免額(均等割)

- ・算定団体コード
- ・異動日
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・税務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得__営業等
- ・所得__漁業(営業等内訳)
- ・肉用牛売却価格
- ・所得__株式配当
- ・所得__給与
- ・所得__譲渡一時
- ・所得__総合譲渡長期
- ・所得__分離事業雑
- ・所得__分離長期一般
- ・所得__分離上場株式
- ・所得__特控後__山林
- ・所得__特控後__長期一般
- ・所得__特控後__上場株式
- ・総所得金額
- ・雑損失
- ・専従者控除__その他
- ・変動所得
- ・前々年の変動所得
- ・特別控除__短期軽減
- ・特別控除__長期居住
- ・特別控除__未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・同一生計配偶者あり
- ・扶養__一般
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害(その他)
- ・専従者__その他
- ・控除__雑損
- ・控除__小規模
- ・控除__寄付金
- ・控除__本人
- ・控除__基礎
- ・損害保険__地震
- ・退職__退職収入
- ・退職__障害区分
- ・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__所得控除計
- ・計算値__合計所得金額
- ・計算値__特別減税額
- ・課標__総合
- ・課標__山林
- ・課標__短期
- ・課標__長期居住
- ・課標__先物取引
- ・市__肉用牛
- ・市__事業雑
- ・市__長期一般
- ・市__上場株式
- ・市__合計
- ・市__調整額
- ・市__所得割
- ・市__減免額(均等割)
- ・県__山林
- ・県__短期
- ・県__長期優良
- ・県__未公開株式
- ・県__配当控除
- ・県__定率控除額
- ・県__減免額(所得割)
- ・差引年税額

- ・収入__営業等
- ・収入__他事（営業等内数）
- ・収入__不動産
- ・収入__配当（控除無分）
- ・収入__一時
- ・収入__分離事業雑
- ・収入__分離長期一般
- ・収入__分離山林
- ・収入__先物取引
- ・損益__分離短期軽減
- ・損益__分離長期優良
- ・損益__分離山林
- ・国保__繰越損失
- ・特例適用条文短期
- ・配当譲渡割の控除額（市町村）
- ・併徴元区分
- ・強制親区分
- ・更新時間
- ・市__老年者経過
- ・県__配当譲渡割控除不足額
- ・所得__分離長期居住特例
- ・収入__配当（一般外貨）
- ・強制発送区分
- ・資料番号
- ・市__住宅取得控除
- ・県__税源移譲税額控除
- ・住宅取得等可能額
- ・調査コード
- ・住宅用所得税額
- ・寄附金（共同募金・日赤支部）
- ・市__寄附金
- ・収入__分離上場配当課標__上場配当
- ・住宅借入金等可能額（H21～）
- ・翌年度用社保
- ・普徴減免開始月
- ・国外所得総額
- ・特定寄附金
- ・認定NPO寄附金
- ・退職__特定役員区分
- ・申告詳細区分
- ・生命保険__介護医療
- ・内）特定投資株式繰越損失
- ・金額予備項目20
- ・県民税 申告特例控除額（税額控除）

- ・収入__営業（営業等内数）
- ・収入__農業
- ・収入__利子
- ・収入__配当（少額配当分）
- ・収入__総合譲渡短期
- ・収入__分離短期
- ・収入__分離長期優良
- ・収入__分離上場株式
- ・損益__経常所得
- ・損益__総合譲渡短期
- ・損益__分離長期居住
- ・損益__退職
- ・国保__繰越損失軽減用
- ・特例適用条文予備
- ・配当譲渡割の控除額（県）
- ・転送区分
- ・システム作成日
- ・更新職員宛番号
- ・県__老年者経過
- ・市__調整控除額
- ・長期居住特例繰越損失
- ・所得__配当（私募）
- ・所得税__外国税額控除
- ・住宅取得等控除__入力値
- ・県__住宅取得控除
- ・翌年申告作成区分
- ・県__税源移譲__入力値
- ・上場配当繰越損失
- ・譲渡割額
- ・寄附金（市区町村条例指定）
- ・県__寄附金
- ・市__上場配当
- ・還付申告区分
- ・還付加算起算日
- ・特徴減免開始月
- ・外国所得税額
- ・震災関連寄附金
- ・寄附金税額控除
- ・特定取得区分
- ・新生命保険__支払額
- ・医療費の支払額
- ・金額予備項目18
- ・寄附金（ワンストップ特例）

- ・収入__漁業（営業等内数）
- ・収入__肉用牛
- ・収入__株式配当
- ・収入__雑
- ・収入__総合譲渡長期
- ・収入__分離短期軽減
- ・収入__分離長期居住
- ・収入__分離未公開株式
- ・損益__分離短期
- ・損益__分離長期一般
- ・損益__譲渡一時
- ・国保__推定所得
- ・特例適用条文長期
- ・配当割額
- ・決裁区分
- ・株式譲渡繰越損失
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・市__配当譲渡割控除不足額
- ・県__調整控除額
- ・収入__配当（私募）
- ・所得__配当（一般外貨）
- ・所得税__住宅ローン控除
- ・市__税源移譲__入力値
- ・市__税源移譲税額控除
- ・住宅取得等特別控除__計算値
- ・発送区分
- ・住宅用課税標準額
- ・寄附金（ふるさと納税）
- ・寄附金（都道府県条例指定）
- ・所得__分離上場配当
- ・県__上場配当
- ・翌年度用給与支払額
- ・減免区分
- ・減免率
- ・扶養__年少
- ・特定震災指定寄附金
- ・内）政党等寄附金額
- ・住宅用所得税額（参考値）
- ・新生命保険__個人年金
- ・医療費控除の特例該当区分
- ・金額予備項目19
- ・市民税 申告特例控除額（税額控除）

(別添) 特定個人情報ファイル記録項目

6. 事業所情報ファイル

・事業所情報

- ・科目コード
- ・大分類コード
- ・納付書出力区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・公務員区分
- ・郵振作成区分
- ・普徴義務者区分
- ・個人事業主一人番号

- ・科目詳細コード
- ・中分類コード
- ・事業所ソート区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・納期特例区分
- ・国番
- ・事業所予備3

- ・宛名番号
- ・小分類コード
- ・連絡先
- ・更新時間
- ・共済区分
- ・総括はがき作成区分
- ・事業所予備1
- ・義務者取消区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
市県民税課税台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カードまたは通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて市の課税対象者と合致するかを確認する。 ・eLTAXからの入手については、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの申告情報は、申告書等の資料の回送、地方税法第294条第3項に基づいた通知、第20条の11に基づいた照会によって得られるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・書面様式を本人に関する必要な情報のみを記載する様式とする。 ・eLTAXからの申告情報は、設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報のみを記載させる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXで提出される申告情報等は、審査システム及び国税連携システムの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ・住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。 ・申告書等については、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなるため、不適切に入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カードの提示を求める。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住基情報等の聞き取りを行う。 eLTAXからの入手分は、番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を求め個人番号の真正性を確認する。 ・個人番号カードや通知カードの提示がない場合には、顔写真付きの本人確認書類の提示等により得られた本人確認情報と、市県民税システムを通じて確認する住民票関係情報とを突合することにより、個人番号が本人のものであることを確認をする。 ・住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、当該処理を実施した者以外の者が内容を確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ・特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管する。
その他の措置の内容	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXで提出される申告情報等は、審査システム及び国税連携システムの専用回線を介し、暗号化通信を行って入手しており、特定個人情報の漏えい・紛失は防止されている。 ・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに施錠可能な場所を保管場所として定め、職員が不在となる場合は施錠することで漏えい・紛失を防止している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムでは権限の管理を行い、番号法等に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築。また、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市県民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。
その他の措置の内容	・生体(手のひら静脈)認証による操作者認証を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・生体(手のひら静脈)認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDの管理はシステム管理者(情報システム課長)及びセキュリティ責任者(市民税課長)が行う。 ・ユーザIDの申請はセキュリティ責任者がシステム管理者に届出し、承認を受ける。 ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が適宜チェックを行い、不要なユーザIDはシステム管理者に削除の届出をすることで、常に最新の適正な状態を維持している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザIDごとに担当する業務に応じた操作権限を決定し、アクセス権限の管理を適切に行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・外部媒体へのデータのコピーは制御されており、データの持ち出しはできない。 ・職員に対して、業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。 ・アクセスログ管理により業務外利用の特定ができることを周知し、抑止力とする。 ・他課の職員は、アクセス制限により業務外の使用はできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・データの不正複製の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。 ・委託業者については契約約款にて無断複製の禁止を規定。 ・違反行為を行った場合は、地方公務員法第29条第1項(懲戒処分)や刑法253条(業務上横領罪)等の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1. 当初賦課準備作業 当初委託業務に係る仕様書に春日井市個人情報保護条例の遵守を明記している。 2. 個人住民税システム管理 ISMS又はプライバシーマークの認証取得を要求している。 3. 審査システム・国税連携システムASPサービス利用 審査システム、国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月に地方税共同機構へ業務移行)が「認定委託事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	業務遂行者届出書により、業務責任者、データ保管者、管理者、データ入力管理者を届出させるとともに、作業にあたる人員の名簿を提出させる。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事日時等を記録すること、市の求めに応じて提出する義務があることを協定書に含めている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	他者(再委託先)への特定個人情報の提供は、再委託の必要性、再委託先での管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認している。また、再委託先に委託契約内容を遵守するよう指導・監督することを定めている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先への提供、または委託先から受領するときは、日付、枚数を記録した受け渡しの確認記録を残す。搬送時は、施錠可能なケースに格納して実施することとしている。遵守の確認は、業務完了届等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、業務に使用した資料等を契約完了後直ちに委託元に返却または消去することを契約書、協定書に明記している。遵守の確認は業務完了報告書で行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告 ・個人情報保護の遵守状況について報告を求める規定 ・委託先に対して実地の監査等を行うことができる規定	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先に遵守の監督・指導することを定めている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	庁内他課への移転は、操作ログが記録される。 審査システム、国税連携システムでの情報提供は、操作ログを取得している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「提供」については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 「移転」については、春日井市基幹系住民情報システムに係る電子計算機の管理運用及び行政情報の取扱いに関する要領に基づき、特定個人情報を移転する根拠法等を記載した申請書を事前に相手先の所属長に提出し、利用の承認を受ける。その後、情報システム課に承認書の写しを提出する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	不正なアクセスに対してアクセスを許可しない。 指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行う。 「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認のうえ、提供を行う。 「移転」については、届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう、制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムは、番号法に基づき認められた情報のみ認められた相手にしか移転できない。 審査システム及び国税連携システムを使用した情報提供は、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><春日井市における措置> 情報提供ネットワークシステムによる照会内容について、複数の職員で確認し、対象者以外の特定個人情報への入手を防止している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法第19条第8号及び別表第二に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの保守・運営を行う事業所においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることができない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤ったあいだに特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている。 ・サーバ設置箇所については入退室管理を行っている。 ・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに施錠可能な場所を保管場所として定め、職員が不在となる場合は施錠することで漏えい・紛失を防止している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの使用権限は、IDおよびパスワードにより制限されている。 ・eLTXシステム等、外部接続のシステムにはファイアウォールを設置する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全確認措置を実施する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報については毎年データを入手し、賦課情報を毎年更新する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書主管課である総務課経由で外部業者による溶解処理を行う。保存期間を過ぎたデータは、削除を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<p><春日井市における措置> 評価書の記載内容通りの運用ができていないかについて、春日井市における個人情報の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)及び情報セキュリティ自己点検実施要領に基づき、定期的(年一回)に自己点検を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運営に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><審査システム・国税連携システムにおける措置> 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年度総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<p><春日井市における措置> 指針及び春日井市情報セキュリティポリシーに基づき、内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><審査システム・国税連携システムにおける措置> 運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 また、地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<p><春日井市における措置> 課内にセキュリティ責任者を指名し、所属員に対して随時指導・啓発を行っている。 委託業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 年一回以上、課内で情報セキュリティに関する研修を実施している。 違反行為を行った者は、程度によっては懲戒の対象となりうる。 評価書の記載内容どおりの運用ができていないかについて、指針に基づき定期的(年一回)に自己点検を行う。 所属長又は職員は、指針第7条に基づく研修を受講し、受講者は、所属内の全職員(臨時職員を含む。)に向けて受講内容についての集合研修を実施する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	春日井市総務部総務課文書担当 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44 電話 0568-85-6129
②請求方法	春日井市個人情報保護条例(平成14年条例第41号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 手数料額: 無料。写しの交付の場合、A4白黒1面につき10円の負担。送付を要する (手数料額、納付方法: 場合は別途送付費用の負担が必要。 納付方法: 来庁の場合は現金。送付の場合は納付書。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人市民税に関する事務
公表場所	市ホームページ及び春日井市情報コーナー(春日井市役所本庁舎2階)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	春日井市財政部市民税課個人市民税担当 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44 電話 0568-85-6094
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市広報、市ホームページ上で意見募集する旨を掲載し、市民課、市民税課、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館及び市ホームページにおいて案の閲覧及び配布を行う。意見は郵送、FAX及び電子メールで受け付ける。
②実施日・期間	令和元年9月4日から同年10月4日まで
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	春日井市は、市民税(個人)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、(略)	春日井市は、市民税(個人)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、(略)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	市県民税申告書	市民税・県民税申告書 <追加> ⑥退職や特別徴収義務者の変更等がある場合は、給与支払者から異動届の提出を受ける。	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 国税連携システム システム4 審査システム	システム3 審査システム(eLTAX) システム4 国税連携システム(eLTAX)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	I 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	②システムの機能 ③他のシステムとの接続 その他(地方税ポータルシステム)	②システムの機能 <追加> (平成31年4月に地方税共同機構へ業務移行) ③他のシステムとの接続 その他(地方税ポータルセンタ)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	I 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	②システムの機能 ③他のシステムとの接続 その他(地方税ポータルシステム)	②システムの機能 <追加> ・(平成31年4月に地方税共同機構へ業務移行) ・国税連携システムは、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①国税連携システムから税務システムへの連携:所得税申告書等データ、申告特例通知データ ②税務システムから国税連携システムへの連携:住民登録外課税通知データ ・同じく、地方税ポータルセンタを通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。 ③他のシステムとの接続 その他(地方税ポータルセンタ)	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	I 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6②システムの機能	略 4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 略	略 4 既存システム接続機能 中間サーバと統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 略	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 <追加>20、53の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令という。」) <追加>14条、27条 2. 別表第二主務省令	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	(別添1)事務の内容	eLTAXシステム 国税連携システム 住基ネット	審査システム(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX) 住民基本台帳ネットワークシステム <追加> ・eLTAX届出書 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX) (運用団体 地方税共同機構) ・国税連携システム(eLTAX)中の「(保守委託 株式会社TKC)」	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	II 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		<追加> 雇用・労働関係情報	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	II 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・年金関係情報:年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定のために保有。	・年金関係情報:年金特徴を行うか判定するために保有。 <追加> ・雇用・労働関係情報:給与特徴を行うか判定するために保有。	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	II 2. 特定個人情報の入手・使用 ②入手元		<追加> 収納課	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(eLTAX)	その他(審査システム)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	番号法の別表第二の第27の項	番号法別表第二の27の項	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法の別表第二の第27の項	番号法別表第二の27の項	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 賦課決定に関する事務 控除額の変更	1. 賦課決定に関する事務 減免	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用方法 情報の突合	(2)障害者関係情報 賦課の決定 (3)生活保護関係情報 賦課の決定	(2)障害の有無 減免や非課税判定 (3)生活保護の受給の有無 減免や非課税判定	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	課税資料提出者全員	紙媒体で課税資料の提出があった者	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	紙で提出のあった課税資料をシステムへ登録する必要があるが、直接入力するには賦課までの期間があるため実施不可能。その対策として、提出された課税資料をシステムへ取り込める形式にデータ化する必要がある。	提出された課税資料をシステムへ取り込める形式にデータ化するため、その作業に係る特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	春日井市ホームページ	市ホームページ	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの運用、保守及び税制改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	システムの運用・保守を行うにあたり、その作業に係る特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	春日井市ホームページ	市ホームページ	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 及び①委託内容	国税連携システム・eLTAXシステムASPサービス利用	審査システム・国税連携システムASPサービス利用	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	地方税電子化協議会より伝送される情報の管理・保全のために必要である。	地方税共同機構より伝送される情報の管理・保全のため、その作業に係る特定個人情報を委託先で取り扱う必要がある。	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	春日井市財政部市民税課へ問い合わせ	見積結果として市ホームページにて公表している	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供 61件	提供 63件	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1～63 ①法令上の根拠	別表第二(第〇項)	別表第二(〇の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1～20 ①法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	別表第二主務省令	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四の里親	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録又は同条第三号の里親	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ②提供先における用途	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給についての審査に関する事務	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先9 ②提供先における用途	第五十六条第二項の費用の徴収	第五十六条第一項の負担能力の認定	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11		新規追加 (以降、旧提供先11～24は提供先12～25へ)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十一条の費用の徴収に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13	都道府県知事	都道府県知事等	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先17 ②提供先における用途	公営住宅法第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務等	公営住宅法第十六条第一項又は第四項若しくは第二十八条第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号)第六十条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ②提供先における用途	厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ②提供先における用途	学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの	学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号)による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第百二十九号)第三条に規定する給付並びに被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為に関する事務	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ②提供先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26		新規追加 (以降、旧提供先25～40は提供先27～42へ)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第六十二条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあっては、全国市町村職員共済組合連合会)が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ②提供先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四の福祉の措置の実施に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先33 ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十二条第一項の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務等	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十五条第二項(同法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。)の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先38 ②提供先における用途	母子保健法(昭和三十九年法律第百四十一号)による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和三十九年法律第百四十一号)第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先39 ②提供先における用途	雇用対策法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	市町村長(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先42 ②提供先における用途	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先43	提供先62	提供先43 (以降、旧提供先41～55は提供先44～58へ。旧提供先57～61は提供先59～63へ。)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先43 ②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先44 ②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。)附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する事務等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。)附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先45 ②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先46	法律第八十二号	改正法	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先46 ②提供先における用途	平成八年改正法による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	平成八年改正法附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付(これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る申請、届出その他の行為に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先47 ②提供先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務等	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務等	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先49 ②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る申請、届出その他の行為に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先50 ②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律	平成十三年統合法	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先51 ②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法施行規則(平成十五年農林水産省令第九十五号)第四十二条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務等	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)第四十五条第一項又は第二項の保険料の額の特例に係る申出に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先52 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学費の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項の学費貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学費支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先54 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先57 ②提供先における用途	平成二十三年改正法による(略)	平成二十三年法律第五十六号による(略)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先58 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であった主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十條第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務等	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6①	年金特徴職務者	厚生労働大臣又は共済組合等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6②(7)時期・頻度	2週に1度	1月に1度	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ①法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下 別表第二主務省令)	別表第二主務省令 <追加> 番号法別表第二(42の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(27の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(84の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務等	介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(74の項)	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先5 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(80の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先6 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(116の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先6 ②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先7 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(70の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先7 ②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先8 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(57の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先9 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(66の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先10 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(11の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先10 ②移転先における用途	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先11 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(61の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先12 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(16の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先12 ②移転先における用途	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務等	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務(同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。)等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先13 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(64の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先14 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(65の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先15 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(18の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先16 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(26の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先17 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(67の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先18 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(87の項)	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先18 ②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給の実施又は平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先19 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(108の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先19 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先20 ①法令上の根拠		<追加> 番号法別表第二(31の項)	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先20 ②移転先における用途	公営住宅法第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務等	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第一項又は第四項若しくは第二十八条第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務等	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先21 ②移転先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	児童福祉法	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先22 ②移転先における用途	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	身体障害者福祉法	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	課内 両者とも	庁内(課内及び地下1階) どちらも	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	8年間	7年間	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	給与支払報告書、年金支払報告書 ・控除対象配偶者あり ・控除対象配偶者あり(老人) ・配偶者特別控除 確定申告書、住民税申告書 ・控除対象配偶者あり ・控除対象配偶者あり(老人) 課税情報 ・控対配あり ・控対配老人	給与支払報告書、年金支払報告書 ・(源泉)控除対象配偶者あり ・(源泉)控除対象配偶者あり(老人) ・配偶者(特別)控除 確定申告書、住民税申告書 ・同一生計配偶者あり ・同一生計配偶者あり(老人) <追加> ・市民税 外国税額控除 ・県民税 外国税額控除 課税情報 ・同一生計配偶者あり ・同一生計配偶者あり(老人) <追加> 申告特例通知書 事業所情報	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	地方税法294条の3	地方税法第294条第3項	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	eLTAX	審査システム	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	電子証明	電子署名	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	eLTAX	審査システム	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク1 アクセス権限の発効・失効の管理の具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDの管理は情報システム課職員が行う。 ・ユーザIDの申請は所属課長がシステム管理者(情報システム課長)に届出をし、承認を受ける。 ・ユーザIDについては、情報システム課職員が定期的にチェックを行い、不要なIDを削除する。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDの管理はシステム管理者(情報システム課長)及びセキュリティ責任者(市民税課長)が行う。 ・ユーザIDの申請はセキュリティ責任者がシステム管理者に届出をし、承認を受ける。 ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が適宜チェックを行い、不要なユーザIDはシステム管理者に削除の届出をすることで、常に最新の適正な状態を維持している。 	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	春日井市	市	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	eLTAX	審査システム	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	eLTAX	審査システム	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月31日	Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容		<追加> 医療保険関係情報 介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅳ 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	評価書の記載内容通りの運用ができていないかについて、定期的(年一回)に自己点検を行う。 略	<春日井市における措置> 評価書の記載内容通りの運用ができていないかについて、春日井市における個人情報の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)及び情報セキュリティ自己点検実施要領に基づき、定期的(年一回)に自己点検を行う。 略	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅳ 1. 監査 ②監査 具体的な内容	春日井市における個人情報の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)及び春日井市情報セキュリティポリシーに基づき、内部監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 地方税電子化協議会	<春日井市における措置> 指針及び春日井市情報セキュリティポリシーに基づき、内部監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 地方税共同機構	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅳ 2. 具体的な方法	課内にセキュリティ責任者を指名し、所属員に対して随時指導・啓発を行っている。 略	<春日井市における措置> 課内にセキュリティ責任者を指名し、所属員に対して随時指導・啓発を行っている。 略	事後	軽微な修正であるため
令和1年8月31日	Ⅴ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	春日井市財政部市民税課 電話 0568-85-6098	春日井市財政部市民税課個人市民税担当 電話 0568-85-6094	事後	軽微な修正であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		<p><追加></p> <p>1. 当初試練準備作業 当初委託業務に係る仕様書に春日井市個人情報保護条例の遵守を明記している。</p> <p>2. 個人住民税システム管理 ISMS又はプライバシーマークの認証取得を要求している。</p> <p>3. 審査システム・国税連携システムASPサービス利用 (平成31年4月に地方税共同機構へ業務移行)</p>	事後	プライバシーリスクを明らかに軽減させる変更であるため
	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 既定の内容		<p><追加></p> <p>・個人情報保護の遵守状況について報告を求める規定</p> <p>・委託先に対して実地の監査等を行うことができる規定</p>	事後	プライバシーリスクを明らかに軽減させる変更であるため
	Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容		<p><追加></p> <p><春日井市における措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムによる照会内容について、複数の職員で確認し、対象者以外の特定個人情報の入手を防止している。</p>	事後	プライバシーリスクを明らかに軽減させる変更であるため
	Ⅲ 7. ⑤具体的な対策の内容	<p>・クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている。</p> <p>・サーバ設置箇所については入退室管理を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 略</p>	<p>・クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている。</p> <p>・サーバ設置箇所については入退室管理を行っている。</p> <p>・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに施錠可能な場所を保管場所として定め、職員が不在となる場合は施錠することで漏えい・紛失を防止している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 略</p>	事後	プライバシーリスクを明らかに軽減させる変更であるため